

# 伊勢市建築物耐震改修促進計画 (第三次計画)

令和8年4月

伊勢市

## 第1章 はじめに

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2

## 第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等	3
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	7
(1) 伊勢市における大規模地震発生の緊迫性	7
(2) 想定される地震	8
(3) 想定される建物被害	8
3 耐震化の現状	9
(1) 住宅の耐震化の状況	9
(2) 建築物の耐震化の状況	13

## 第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針	14
2 計画の目標	14
(1) 住宅の耐震化の目標	14
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	15

## 第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化	18
(1) 木造住宅の耐震化の支援	18
(2) 住宅の耐震化の促進	18
(3) 計画的な耐震化の推進	19
(4) 多様な主体との連携	20
2 建築物の耐震化	21
(1) 建築物の耐震化の支援	21
(2) 建築物の耐震化の促進	21
(3) 計画的な耐震化の推進	21
(4) 多様な主体との連携	22
3 まちの安全対策	23
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	23
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	24
4 その他建築物の地震に対する安全対策	25

## 参考資料

1 伊勢市が実施している補助事業等（令和8年4月時点）	
-----------------------------	--

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を深刻化させました。

また、その後も平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23年3月の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

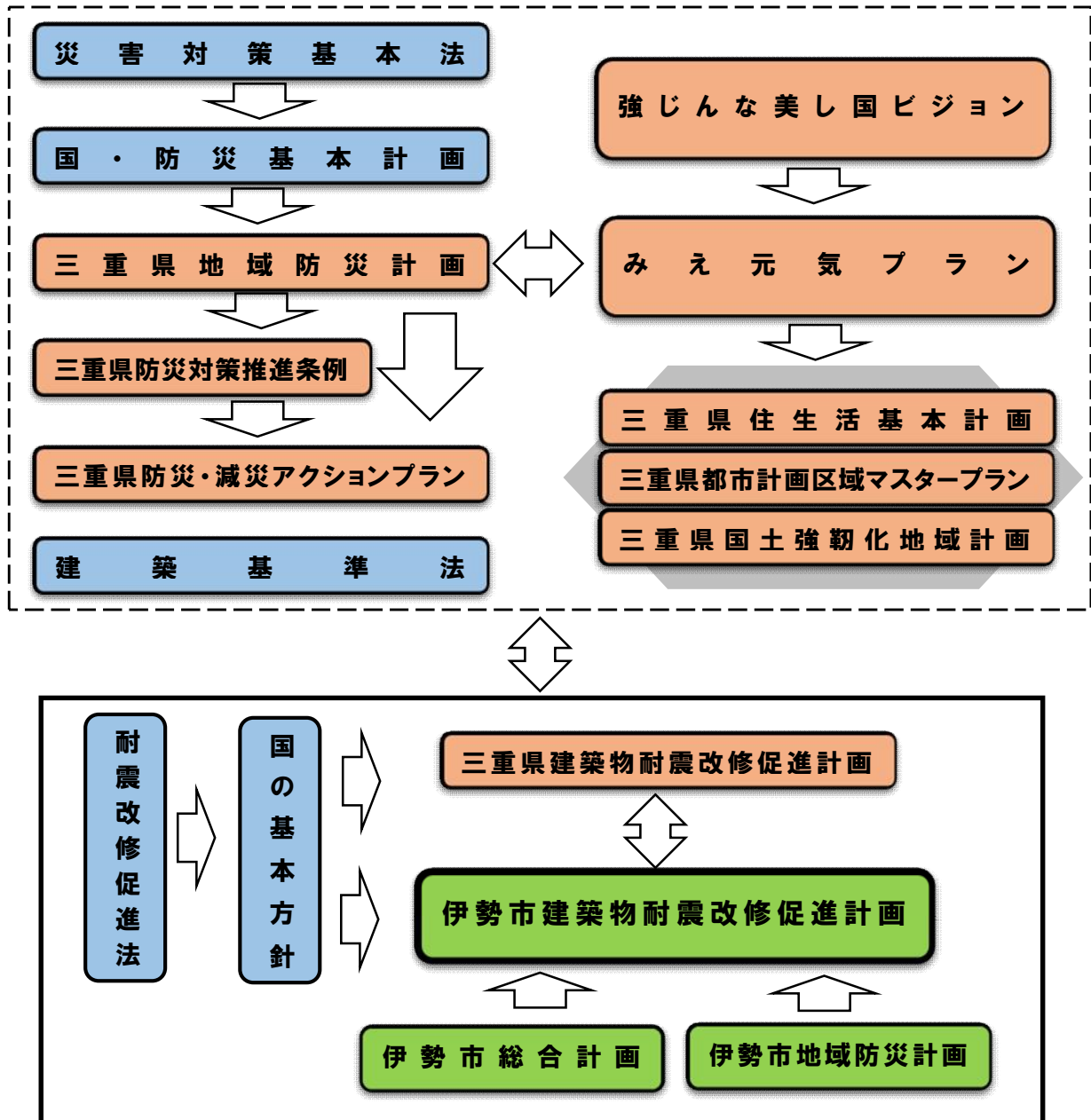
直近でも、平成28年には熊本地震、平成30年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6年（2024）には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、更には南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化を早急に進める必要があります。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成20年度に「伊勢市耐震改修促進計画」、続いて平成28年度に「伊勢市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進してきました。

今後も建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援を継続し、計画的かつ迅速に耐震化を推進するために「伊勢市建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下、「本計画」という。）を策定し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「伊勢市地域防災計画」及び「伊勢市総合計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、伊勢市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定します。



【図 1-1】伊勢市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

## 第2章 計画の基本事項

### 1 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建築物の所有者、市及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、市内における地震による建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

#### (2) 対象区域、計画期間、対象建築物

##### ① 対象区域

本計画の対象区域は、伊勢市全域とします。

##### ② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

##### ③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前<sup>(※1)</sup>に建築された住宅及び特定の建築物<sup>(※2)</sup>を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

## 【用語の解説】

### ■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅。

### ■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

① 多数の者が利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

### ■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

### ■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）

（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断努力義務対象)		
		(イ) 要件 緊急安全確認大規模建築物	(ウ) 要件 安全確認計画記載建築物	
(1) 多数の者が利用する用途	(ア) 特定既存耐震不適格建築物	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上
		小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校※	階数2以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場を含む)	階数2以上かつ 床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
		※以外の学校	階数3以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演劇場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
		事務所	(イ) 要件 緊急安全確認大規模建築物	階数3以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物				
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上		
(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)		
(3)避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要件 安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物		
(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

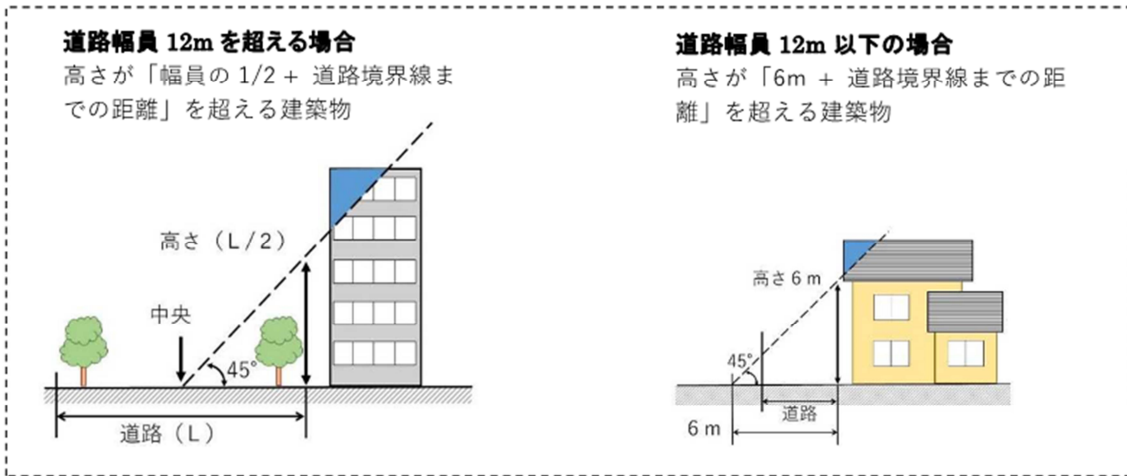
【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第 7 条）

用途	政令第 7 条第 2 項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵上又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第六号に規定する可燃性液体類		30 トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第八号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第五号	マッチ		300 マッチトン
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2 万立方メートル	
第七号	圧縮ガス		20 万立方メートル	
第八号	液化ガス		2,000 トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20 トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		200 トン	

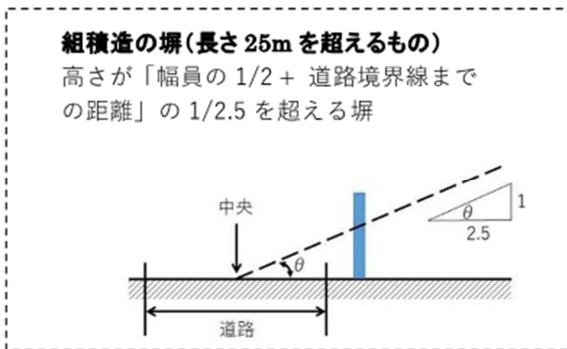
■通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物。

なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

■通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

## 2 想定される地震と被害の状況

### (1) 伊勢市における大規模地震発生の緊迫性

遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、過去概ね 100 年から 150 年の間隔で巨大地震が発生していることから、絶えず警戒が必要となっており、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和 7 年 9 月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード 8～9 クラス）の今後 30 年以内の発生確率を 20%～50%、60%～90%以上としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

## (2) 想定される地震

三重県では、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、また、県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめています。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、建築物に対するハード対策により被害を軽減する、という観点から、過去概ね100年から150年の間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害予測を行っています。

一方、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの理論上は起こりうる、理論上最大クラスの南海トラフ地震に対しては、建築物の対策のみならず、避難を含むソフト対策を中心に講じていくことから、伊勢市建築物耐震改修促進計画の対象としません。

## (3) 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定した予測結果となっています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、伊勢市全体で約8,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約2,300棟が全壊し、津波により約5,300棟が流出すると予測されています。

【表2-3-1】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数（単位：棟）

	三重県（全域）	伊勢志摩	伊勢市
揺れ	約18,000	約6,700	約2,300
液状化	約3,700	約330	約300
津波	約32,000	約14,500	約5,300
急傾斜地等	約1,700	約760	約70
火災	約100	約30	約20
計	約55,000	約22,320	約8,000

【表2-3-2】先発地震の被害を考慮し、後発地震が発生した場合の揺れ建物全壊棟数

	三重県（全域）	伊勢志摩	伊勢市
東半割れ→西半割れ	約19,000	約6,500	約2,200
西半割れ→東半割れ	約19,000	約6,500	約2,200

※ 表2-3 は令和8年3月公表の三重県南海トラフ地震被害想定によります。

### 3 耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下、「統計調査」という。）をもとに、市内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅の状況を推計すると、令和5年度末の住宅総数は50,930戸であり、そのうち耐震性を有する住宅は44,831戸となります。

これを基に算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は88.0%となります。

一方、耐震性のない住宅は6,099戸（12.0%）と推計され、平成25年統計調査時点の9,869戸（19.8%）から10年間で3,770戸減少しています。

【表2-7】伊勢市における住宅耐震化の状況（推計）

（単位：戸）

伊勢市における住宅戸数推計値		H25年度末	H30年度末	R5年度末
住宅総数		49,770	49,670	50,930
耐震性のある住宅戸数（①+②） （耐震化率）		39,902 (80.2%)	40,861 (82.3%)	44,831 (88.0%)
昭和56年以降建築①		34,120	35,830	38,980
昭和55年以前建築の住宅総数		15,651	13,840	11,950
耐震性あり	木造住宅 <sup>(*1)</sup>	3,312	3,436	3,766
	木造以外の住宅 <sup>(*2)</sup>	2,470	1,595	2,085
	計②	5,782	5,031	5,851
耐震性なし	木造住宅 <sup>(*1)</sup>	9,089	8,024	5,394
	木造以外の住宅 <sup>(*2)</sup>	780	785	705
	計	9,869 (19.8%)	8,809 (17.7%)	6,099 (12.0%)

この表の値は統計調査結果から三重県において推計しています。

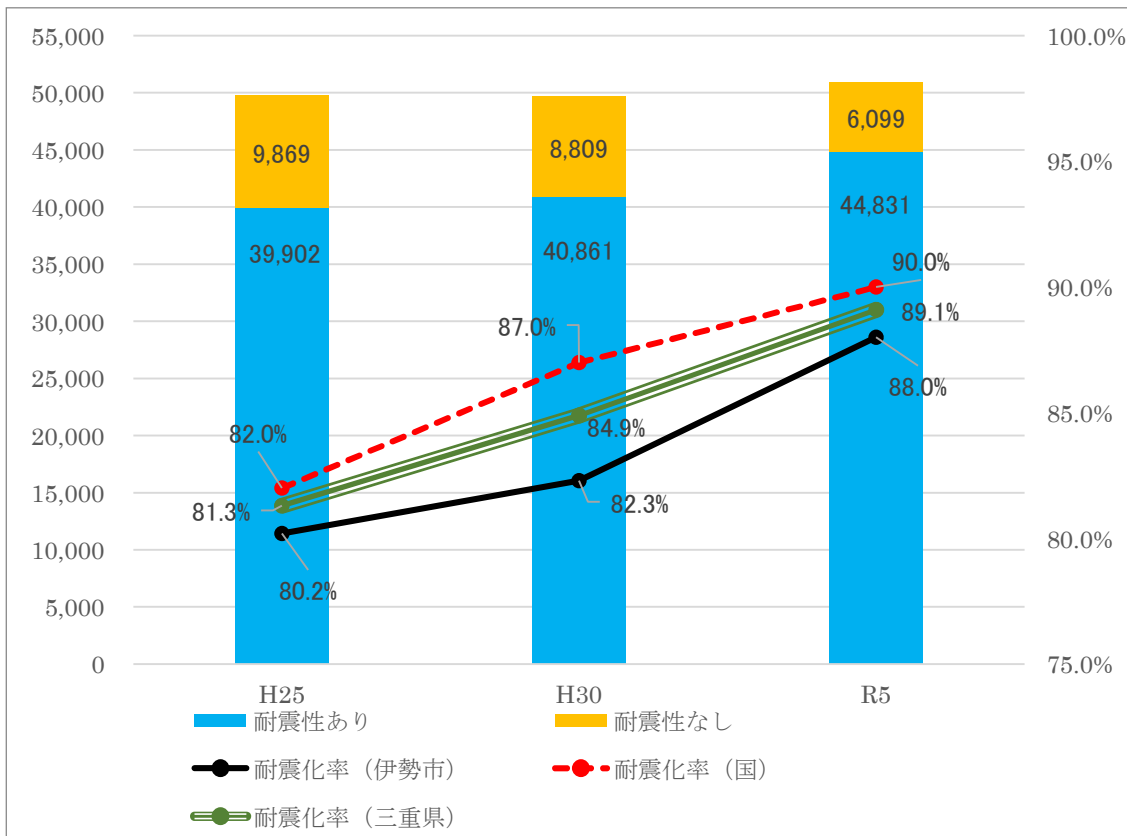
※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

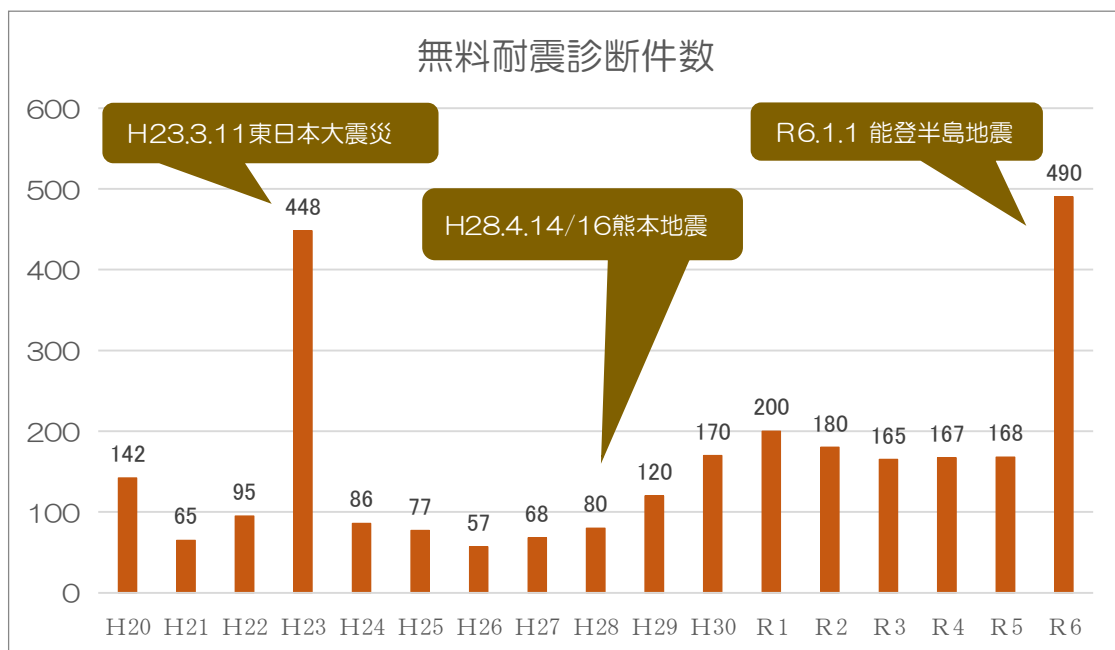
（第二次計画の目標に対する実績）

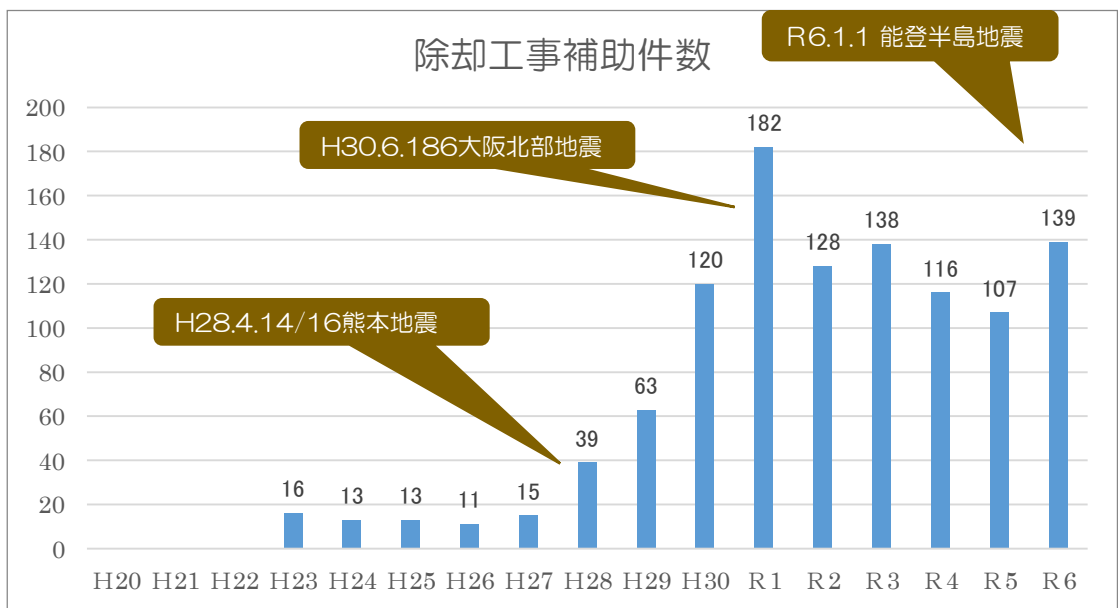
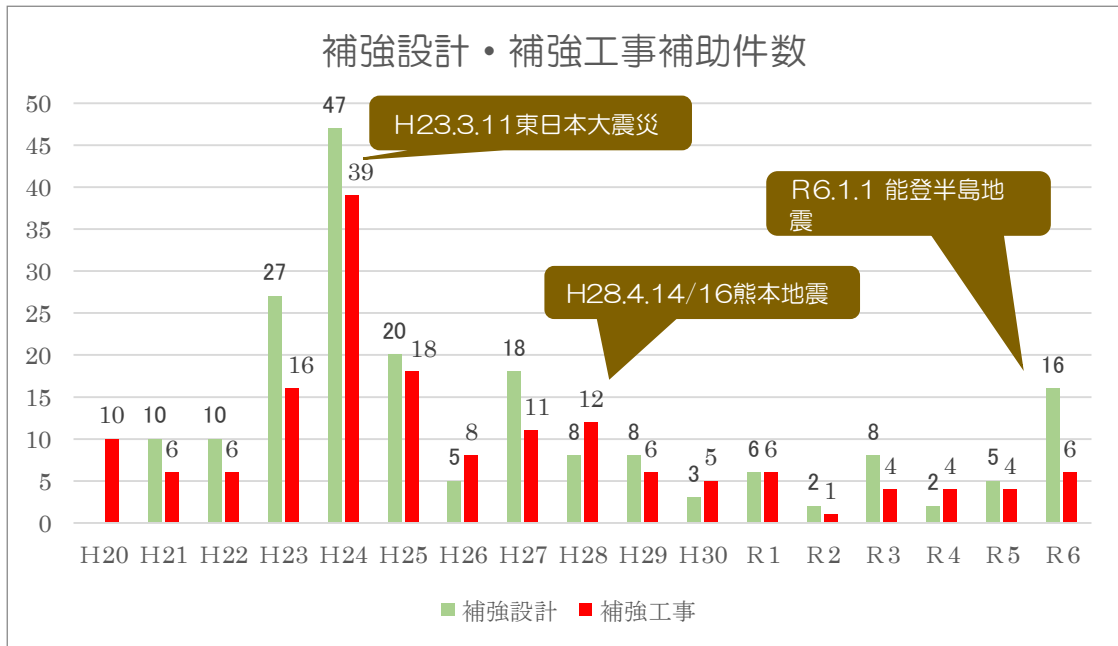
第二次計画で定めた令和7年度の目標である「住宅耐震化86.5%以上」については、令和5年度の推計値で88.0%と2年前倒して目標を達成しています。同じく、令和7年度の参考指標である「旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数45.1%以下」については、令和5年度の推計値で39.0%と、こちらも2年前倒して指標に到達しています。

【図 2-3】伊勢市、三重県及び全国の耐震化率等の推移



【図 2-4】伊勢市における各補助件数の推移





（耐震関係補助実績の推移）

伊勢市では、平成 17 年度の新市誕生以降、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度を設け、耐震化を推進してきました。

補助件数は、国内で大規模な地震被害が発生した後に増加し、その後は時間の経過とともに減少するという傾向が続いています。令和 6 年 1 月の能登半島地震発生後の令和 6 年度補助件数は、耐震診断、補強設計、補強工事のいずれも急増し、耐震診断は東日本大震災の翌年以來となる 400 件超となっています。

### （耐震化をめぐる現状と課題）

耐震補強の補助実績は、地震による危機意識が住宅耐震化の動機になっていると見られます。一方、耐震性のない空き家の除却補助制度の実績は、年を追うごとに増加し続けています。その背景として、建築後概ね45年以上が経過している旧耐震基準で建てられた木造住宅について、耐震性がないことが判明した後、耐震補強ではなく、建て替えや新規購入等を選択する方が増加しているものと推測されます。

高齢者のみの世帯の場合、将来の利用の見通しや資金面等から、耐震補強や建替えになかなか踏み込めない状況もうかがえます。また、三重県が令和6年度まで毎年度実施していた防災に関する県民意識調査において、「耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由」に対する回答では、「補強工事に多額の費用がかかるから」が平成24年度以降一貫して最も多くを占めていることから、耐震補強工事に要する費用が、補強工事を躊躇する大きな要因になっていると見られます。近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震では、耐震性のない住宅の倒壊が危惧される状況にあります。耐震性のない住宅に住み続けることが、命の危険につながることを理解し、意識することが重要であり、住宅の耐震性確保の重要性の啓発に継続的に取り組む必要があります。

また、耐震補強工事に要する費用を補助金で支援したり、補強工事費用の低減が期待される低コスト工法（※1）や精密診断法（※2）による補強設計を普及させる取組も引き続き行っていく必要があります。

※1 天井や床及び壁の撤去を極力行わず、現状の住まいに構造用合板や補強金具を用いて補強工事行う施工方法。費用削減と工事期間の短縮が期待できます。

※2 壁や天井を剥がして内部の構造までチェックする診断方法。内部構造を実際に見ることで、より正確な建物の強度を知ることができます。

## (2) 建築物の耐震化の状況

市内の多数の者が利用する建築物は、令和5年度末時点で411棟あり、そのうち新耐震基準で建築された建築物が213棟、旧耐震基準で建築された建築物は198棟と推計され、旧耐震基準で建築された建築物の割合は48.2%となっています。

また、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、83.0%となっています。

【表 2-8】伊勢市における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（推計）

（令和5年度末）（単位：棟）

	伊勢市における多数の者が利用する建築物 計			
		県有建築物	市有建築物	民間建築物
建築物総数	411	44	111	256
耐震性のある建築物数 (①+②) (耐震化率)	341 (83.0%)	44 (100%)	111 (100%)	186 (72.7%)
新耐震基準建築①	213	21	44	148
旧耐震基準建築 計	198	23	67	108
耐震性あり②	128	23	67	38
耐震性なし	70	0	0	70

※耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

※民間建築物については、耐震性の有無が未確認の建築物を含みます。また、民間建築物の棟数については、新築による増と滅失による減によりカウントしています。

## 第3章 計画の方針

### 1 基本的な取組方針

#### ① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、伊勢市地域防災計画にあるとおり、自助・共助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

#### ② 伊勢市の支援

伊勢市は、建物所有者等の主体的な取組を支援するため、旧耐震基準で建築された木造住宅に対する耐震診断や耐震改修、空き家除却、耐震シェルター設置など、各種補助制度や啓発活動などを行うものとします。

#### ③ 関係者との連携

伊勢市・三重県・関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

### 2 計画の目標

#### (1) 住宅の耐震化の目標

目標1：住宅の耐震化	目標耐震化率 95%以上 (R5年度推計値：88.0%)
目標値の算定式 耐震化率＝(S55年以前の耐震性のある住宅数＋S56年以降の住宅数) / 居住世帯のある住宅総数	

国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）（以下「基本方針」という。）において、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年度までに95%とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、伊勢市における住宅の耐震化の目標は「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「95%以上」とします。

【表3-1】伊勢市における住宅耐震化率の目標

	R5年度 統計調査に基づく推計値	R12年度
耐震化率（目標値）	88.0%	95%以上

## （2）多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

### ① 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、伊勢市地域防災計画上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

【表 3-2】 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物(付属建築物等)	I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物(付属建築物等)	体育館
C	A, B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等
			上記以外	共同住宅、寄宿舍・下宿 ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I、II 以外の建築物(付属建築物等)	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

- ※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの  
 B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの  
 C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるものとして分類しています。
- ※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

## ② 市有建築物の耐震化の目標

市有建築物では、多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成2年度末時点において耐震化が完了していることから、引き続き、それらの建築物の適切な維持管理に努めていきます。

【表 3-3】市有建築物の耐震化の状況及び目標

用途分類	重要度による分類	R6年度末時点			R12年度末目標	
		建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	耐震化率	
A	I	86 棟	86 棟	100%	100%	
	II	1 棟	1 棟	100%	100%	
B	I	9 棟	9 棟	100%	100%	
	II	1 棟	1 棟	100%	100%	
C	I	賃貸住宅等	11 棟	11 棟	100%	100%
		上記以外	1 棟	1 棟	100%	100%
	II	2 棟	2 棟	100%	100%	
計		111 棟	111 棟	100%	100%	

## ③ 民間建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物の耐震化の目標については、特に防災上重要な建築物である分類A及びBについて、令和12年度末までに耐震化率95%とします。

【表 3-4】民間建築物のうち、分類A及びBの耐震化の状況及び目標

(令和6年度末時点)

用途分類	重要度による分類	R6年度末時点			R12年度末目標
		建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	耐震化率
A	I	39 棟	36 棟	92%	95%
	II	0 棟	0 棟	—	—
B	I	21 棟	17 棟	81%	95%
	II	3 棟	3 棟	100%	100%
計		63 棟	56 棟	89%	95%

※耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。また、棟数については、新築による増と滅失による減によりカウントしています。

## 第4章 建築物の耐震化のための施策

### 1 住宅の耐震化

#### (1) 木造住宅の耐震化の支援

伊勢市では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、補強設計及び耐震補強工事に対して必要な支援を行います。

##### ① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

伊勢市では、旧耐震基準木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震シェルター設置に対する補助により住宅の耐震化の支援を行います。詳細は参考資料に記載します。

##### ② 耐震性のない空き家の除却に対する支援

地震発生時に空き家が倒壊し、道路を閉塞するなどして、避難行動や救命活動、復旧・復興活動が阻害されないよう耐震性のない空き家の除却に対して支援を行います。

#### (2) 住宅の耐震化の促進

伊勢市では、住宅の耐震化の促進のため、市民のみなさんに耐震診断・耐震改修等の情報提供を行います。

##### ① 窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

都市整備部住宅政策課の窓口において、無料の耐震診断や耐震補強設計補助、耐震補強補助、空き家除却補助、ブロック塀等撤去補助をはじめとした住宅・建築物の耐震化等の相談を受け付けます。

##### ② 住宅戸別訪問・耐震補強個別相談の実施

令和6年度から関係団体と連絡し、市内全域を対象とした本格的な戸別訪問を開始しました。耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、継続して実施してまいります。また、診断を終えた方を対象とした耐震補強個別相談を、関係団体と連携し、実施してまいります。

##### ③ 広報いせやインターネット等を活用した情報提供

広く市民のみなさんに情報を提供するため、広報いせのほか、伊勢市のホームページにて必要な情報提供を行うほか、SNSやケーブルテレビ等のメディアも活用し、広く情報を提供し、普及啓発に取り組みます。

#### ④ 地元組織と連携した耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、市民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。そのため、自治会や自主防災組織等の地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。

そのため、伊勢市では三重県や市内の防災関係部署、専門家等と連携を深め、自治会での住宅耐震説明会の開催や三重県が行っている「みえ出前トーク」等を活用し、地元組織の取組に対して支援を行い、耐震化の促進を図っていきます。

#### ⑤ 新耐震基準木造住宅の耐震性検証と維持管理の啓発

熊本地震や能登半島地震での建築学会の調査結果では、昭和56年6月から平成12年5月までの木造住宅（以下、「平成12年以前新耐震基準木造住宅」という。）についても、被害数は昭和56年5月以前に比べ少ないものの、一定数の被害が見られたことから、平成12年以前新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置等によっては耐震性が十分でないものもあること、また木造住宅は腐食等により耐震性が低下する可能性があることを注意喚起し、住宅所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを伊勢市のホームページに掲載するなど、広く啓発します。

### （3）計画的な耐震化の推進

伊勢市では、住宅の耐震化を促進するため、市民のみなさんに三重県が行う下記の制度が活用されるよう情報提供を行います。

#### ① 住まい改修アドバイザーの養成及び人財バンク登録の実施

木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う専門家の技術・知識の向上や、住民相談に対応できる専門家を養成するため、三重県では「住まい改修アドバイザー研修」等、様々な研修を開催し、アドバイザーの養成を行っています。

今後も引き続き、専門家による相談体制の充実が図られ、専門家の養成や「みえの住まいの人財バンク」への登録が行われます。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35912031377.htm>)

#### ② 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」が開催されています。

今後も、市民のみなさんが安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができるよう、事業者等に対する講習会等の継続が支援されることで、木造住宅耐震診断員登録者数の増加につながっています。

### ③ 木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大と工事コストの低廉化の推進

コスト的にも有利な様々な耐震補強に関する工法が開発されているものの、設計者や工事業者がそれらを十分理解できる機会がなく、普及につながっていないことから、県では、設計者、工事業者及び市町担当者等を対象として研修会を開催し、診断方法のほか、低コスト工法やそれを活用した設計方法（工法選択の考え方）等について周知を図っています。今後も、費用負担が大きく耐震改修が困難な方が耐震改修に取り組むことができるよう、安価な工法をはじめとした様々な工法の普及に、三重県とともに取り組みます。

## （４）多様な主体との連携

### ① 産・学・官による精密診断法の普及や低廉な耐震補強工法の開発

平成 17 年に、産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県と市町）による「三重県木造住宅耐震化推進協議会」が設置され、効率的、効果的な広報の検討や、新たな補強工法の検討などを行っています。

伊勢市では、同協議会に参画しており、今後も引き続き、木造住宅の耐震化の現状や課題等について報告を行うとともに、同協議会内での検討内容を施策に反映させるなど、住宅の耐震化の促進に努めていきます。

## 2 建築物の耐震化

---

### (1) 建築物の耐震化の支援

伊勢市では、建築物の耐震化を促進するため、各種補助制度により、建築物の耐震化の支援を行います。詳細は参考資料において、28 ページに記載します。

### (2) 建築物の耐震化の促進

伊勢市では、建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、市有建築物の耐震化状況の公表等を行っていきます。

#### ① 耐震化を促進する環境整備

伊勢市では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行っていきます。

##### ア 建築物の所有者への周知

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課されました。伊勢市のホームページ等を活用し、建築物の耐震化等に関する情報提供を行っていきます。

##### イ 窓口での情報提供

住宅と同様に、都市整備部住宅政策課の窓口において、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供や所有者等からの相談に対応します。

また、三重県では、所有する建築物が、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについての判断が行われます。

##### ウ 専門家・事業者の育成等

三重県では、耐震診断を実施する有資格者等について、一般財団法人日本建築防災協会等と連携してセミナー・講習会を開催して育成を図っています。また、育成した有資格者等については、所有者等へ情報提供を行っています。

#### ② 市有建築物の耐震化状況の公表

本計画において、耐震化の目標設定の対象となっている市有建築物の耐震化の状況については、三重県と連携し、公表を行っていきます。

### (3) 計画的な耐震化の推進

耐震改修促進法に設けられた各種認定制度は、建築物の耐震改修を促進するうえで有効であることから、これらの制度の活用を推進します。なお、この制度に関しては、戸建て住宅やマンションにおいても活用することができます。

① 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和（耐震改修促進法第 17 条）

耐震改修を行う際に、床面積が増加することなど建築基準法上の問題から、有効に活用できない耐震改修工法がありますが、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率、あるいは耐火建築物における防火規定の特例措置が認められます。これにより、耐震改修における工法の選択肢を広げることができます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度（耐震改修促進法第 22 条）

建築物の所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4→1/2)（耐震改修促進法第 25 条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4 以上から 1/2 超(過半数)に緩和されます。

④ 区分所有建築物の再生手法の緩和（4/5→3/4）（マンション再生法第 25 条）

区分所有建築物の再生手法として建替えのみならず、建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊し等についても、多数決決議（4/5）で可能となっており、耐震性が不足する場合は 3/4 超に緩和されます。

（4）多様な主体との連携

伊勢市は、関係部局との連携はもとより、施設関連団体等に対し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組むとともに、施設関連団体等（旅館組合等）と連携し、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

### 3 まちの安全対策

---

#### (1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

##### ① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

三重県では、地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な非難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化路線及び耐震診断指示対象路線を指定しています。

また、県は国、市町、警察と連携し、三重県緊急輸送道路ネットワーク協議会を通じ橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等を行うなど、緊急輸送道路の耐震化が一体的に推進できるよう努めます。

##### ア 耐震診断義務化対象路線の指定

三重県では、耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、伊勢市では、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（※1）は平成28年度に義務付けられた耐震診断を行い、既に三重県への報告を完了しています。

※1 P7「通行障害既存耐震不適格建築物」参照

##### イ 耐震診断指示対象路線の指定

三重県では、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づいて耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。伊勢市においては該当ありません。

##### ウ その他の道路の沿道の耐震化

伊勢市では、三重県の方針に基づき、上記アのとおり第1次緊急輸送道路を耐震診断義務化路線とし、上記イのとおり第2次緊急輸送道路を耐震診断指示対象路線として指定します。

耐震診断義務化路線や耐震診断指示対象路線の今後の拡大等については、上記ア、イの進捗状況等を踏まえ、三重県と調整のうえ、検討を行っていきます。

## ② 耐震診断義務化対象路線の建築物の耐震化の支援

伊勢市では、地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した第1次緊急輸送道路沿道の建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき耐震化に必要な費用を負担します。

## ③ 密集市街地における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは必ずしもまちの安全性が実現されるとは限りません。

老朽木造住宅の除却・建替は、住宅の不燃化の促進に結びつくものであるため、伊勢市では除却補助を行い、まちの安全性の確保を図っていきます。

## ④ 空き家対策

令和2年度に実施した伊勢市の空き家実態調査によると、伊勢市内に約2,500戸の空き家があることが分かっており、今後は世帯数が減少すると予測されていることから、管理不全の空き家が増加していくものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保や除却等により、まちの安全性を確保します。

## (2) 耐震化の促進のための普及啓発

### ① 三重県が作成した災害予測図と公表

三重県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老—桑名—四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

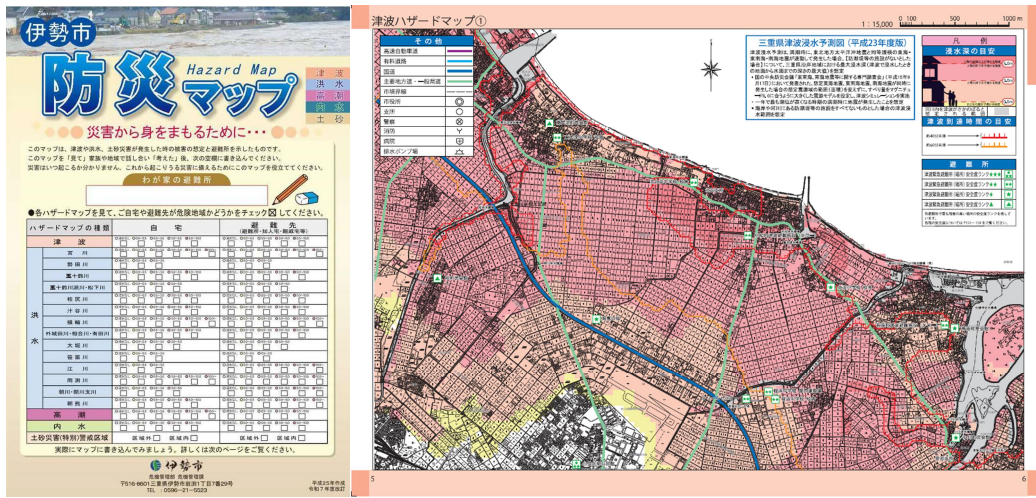
また、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成23年度版）」と、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて想定した「津波浸水予測図（平成25年度版）」の2種類を作成し、目的別に公表しています。

## ② 伊勢市防災マップの作成等

伊勢市では、災害対策の一環として「伊勢市防災マップ」を作成しています。このマップには、津波や洪水、土砂災害が発生した時の被害想定や避難所等が示されており、家族や地域で話し合い、考えていただくとともに、これから起こりうる災害に備えるために、活用いただくよう普及に努めています。

三重県が作成した災害予測図や伊勢市防災マップ等を基にして、伊勢市の災害予測等を把握し、適切な地震対策等を市内の関係各課と連携し、講じていきます。

### ■伊勢市防災マップ（津波ハザードマップ）



## ③ インターネット等を活用した情報提供

伊勢市のホームページ「木造住宅の無料耐震診断」([https://www.city.ise.mie.jp/bo-usai\\_kyukyu/bousai/hojo/1004977.html](https://www.city.ise.mie.jp/bo-usai_kyukyu/bousai/hojo/1004977.html)) や「木造住宅の耐震補強（設計・工事）補助・耐震シェルター等設置補助・空き家（解体）工事補助」([https://www.city.ise.mie.jp/bousai\\_kyukyu/bousai/hojo/1013783.html](https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/hojo/1013783.html)) において、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行う等の情報提供を行っていきます。また、住宅政策課の窓口において、耐震診断・耐震改修等の情報提供を行います。

## 4 その他建築物の地震に対する安全対策

### ① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

伊勢市では、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりをすすめるため、危険なブロック塀等の撤去に補助を行っています。なお、ブロック塀等の安全対策に関する事業（社会資本整備総合交付金）の対象となるブロック塀等は、伊勢市内における住宅や事業所等から避難所や

避難地に至る道路等に存するものとし、詳細は参考資料 29 ページにおいて、記載します。

## ② 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物等の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害にもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。

伊勢市では、三重県や関係団体と協力し、建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、建築物所有者等に対し、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発に努めます。

## ③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

伊勢市では、三重県や関係団体と協力し、定期報告制度により状況把握を行い、建築物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発に努めます。

## ④ エレベーターの安全確保の実施

大規模地震時において、エレベーターが機器の故障やロープの脱落等により停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、ロープの脱落防止や転倒防止装置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの設置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、三重県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発に努めます。

## ⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。

伊勢市では、誰でもすぐに取り組める地震対策として、自力で家具の固定をすることが困難と思われる高齢者等を対象として、無料で家具の固定を行っています。

1 伊勢市が実施している補助事業等（令和 8 年 4 月時点）

（1）木造住宅の耐震化の支援

■ 補助制度一覧

事業名	概要	対象建築物	主な要件
伊勢市木造住宅耐震診断等事業	<p>診断員（耐震診断講習受講者）による耐震診断を行います。</p> <p>また、補強工事を行う場合の概算の工事費についてもあわせて情報提供を行います。</p> <p>【申請者負担額】 無料</p>	階数が 3 階以下の木造住宅。	丸太組構法、平面的な混構造でないもの。 床面積の 1/2 超が住宅部分であること。
伊勢市木造住宅耐震補強設計補助事業	<p>耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」、または「倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行います。</p> <p>【補助金額】 最大 18 万円（精密診断法による補強設計の場合は最大 34 万円）</p>	耐震診断評点 1.0 未満の木造住宅。	耐震診断評点を 1.0 以上とする補強設計であること。
伊勢市木造住宅耐震補強等補助事業（耐震補強）	<p>耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事（診断評点 0.7 未満を 1.0 以上とする）を行う場合に補助を行います。</p> <p>【補助金額】 最大 157.5 万円</p>	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅。	耐震診断評点を 1.0 以上とする補強工事であること。

事業名	概要	対象建築物	主な要件
伊勢市木造住宅 耐震補強等補助事業（リフォーム）	補強工事と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 工事費用の1/3の額 （上限額20万円）	補強工事とリフォーム工事を同時施工する木造住宅。	県内の建設業者が施工するもの。 補強工事以外の増改築リフォーム工事で、外構工事でないこと。
伊勢市木造住宅 耐震補強等補助事業（準耐震補強）	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事（診断評点0.7未満を0.7以上とする）を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 工事費用の2/3の額 （上限額30万円）	耐震診断評点0.7未満の木造住宅。	耐震診断評点を0.7以上とする補強工事であること。
伊勢市木造住宅 耐震補強補助事業（空き家除却）	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅（市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。）のうち、空き家の除却工事を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 工事費用の2/3の額 （上限額30万円）	耐震診断評点0.7未満の木造住宅。	車庫や物置など、住宅の用に供しない建築物については補助対象外とする。
伊勢市木造住宅 耐震補強補助事業（耐震シェルター等）	旧耐震基準で建てられた木造住宅に耐震シェルター等の設置を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 最大100万円	旧耐震基準で建てられた木造住宅。	丸太組構法、平面的な混構造でないもの。 床面積の1/2超が住宅部分であること。

(2) 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化の支援

■ 避難路沿道建築物耐震対策促進事業の概要

事業名	概要	補助率
伊勢市避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金	耐震診断義務化対象路線沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に対する耐震診断補助を行います。	【負担比率】 国 1/2、県 1/4 市 1/4 ※上限あり。

(3) その他建築物の地震に対する安全対策の支援

■ ブロック塀等撤去事業の概要

事業名	概要	対象建築物	主な要件
伊勢市ブロック塀等撤去事業	地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりをすすめるため、道路等に面しているブロック塀等を撤去する場合に補助を行います。  【補助金額】 ブロック塀等の撤去に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に 1 メートルあたり 10,000 円を乗じて得た額を比較していずれか少ない額の 2 分の 1 に相当する額 (上限額 10 万円)	道路等に面しているブロック塀等が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路面からの高さが 1 m を超えるブロック塀等が対象。</li> <li>・道路等に面しているブロック塀等は全て撤去するか一定の高さ以下にすること。</li> </ul>



伊勢市建築物耐震改修促進計画

令和8年4月

発行：伊勢市役所 都市整備部 住宅政策課

TEL 0596-21-5596 FAX 050-1704-1924

E-mail [jutaku@city.ise.mie.jp](mailto:jutaku@city.ise.mie.jp)